

第3回対日投資有識者会議 議事概要

日 時：平成20年5月9日（金）10：00～11：20

場 所： 内閣府共用第2特別会議室(404号室)

出席者：島田座長、相澤委員、スミス委員、浦田委員、岡委員、柴田委員、林委員、松古委員、森信委員、山本委員、フェルドマン委員
大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、藤岡政策統括官（経済財政運営担当）、館審議官、籠宮参事官、鎌田企画官

1. 開会
2. 経済財政政策担当大臣挨拶
3. 議事
 - (1)有識者会議提言について
 - (2)意見交換等
4. 閉会

○座長 定刻となりましたので、「第3回対日投資有識者会議」を始めさせていただきます。

前回の第2回では、本有識者会議が骨太の方針に向けて取りまとめる提言の骨子について御議論いただきました。その後、本日の会議に向けて何人かの委員の方々に御協力いただいて、事務局も鋭意頑張りました。私から言うのも変ですが、なかなかよい提言案を作成しております。

大田大臣からの本有識者会議への御指示は、春までに提言を取りまとめよということでしたので、前回の会議の最後に申し上げましたとおり、本日の会議では、この提言案について議論をしたいと思っております。そろそろ春も終わりかけておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、大田大臣からご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○大田大臣 おはようございます。お忙しいところありがとうございます。

今、前の前川レポートのような、世界と日本の構造変化をきっちりと踏まえて日本のこれからの方向を出すレポートの作成に入っております。ちょうど同じ時間に、別の場所で会議を開催しておりますけれども、その会議でも毎回、日本を本当の意味で開かれた国にしないといけないという発言が出ております。外に出て行く国際化は戦後ずっとやってきましたけれども、内なる国際化といいますか、外から技術もノウハウも人材も入れていって、そして世界と一緒に変わっていける日本に、成長していける日本にしなければいけないということが毎回出てきております。

この対日投資を増やすということは、いかにビジネスフレンドリーな国をつくっていくかということですから、経済全般にかかわる問題であろうと思っております。構造的にも取り組んでいきたいと思っております。

まずは、この委員会で、先生方に阻害要因になっているものを抽出していただいて、その処方

せんを書いていたきたいということをお願いいたしました。1月から本当に精力的に御議論いただき、幅広い課題についての問題点等、処方せんを今おまとめいただきつつあると思います。中間取りまとめの最終段階ですので、今日も活発な御意見をよろしくをお願いいたします。

まだこれから御議論いただき取りまとめていただくわけですが、取りまとめた後、経済財政諮問会議で島田先生に御報告いただき議論いたします。それを今策定中の成長戦略に盛り込みまして6月の骨太方針に反映させていきたいと考えています。その後、政府全体で取り組んでいきますので、またフォローアップもしなければなりませんし、今後もアドバイスをいただかなくてはなりません。今後とも引き続き御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○座長 大臣、大変ありがとうございました。

報道の方は、ここで御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○座長 それでは、提言案を配付させていただきたいと思います。前回同様、提言案は、恐縮ですが、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(提言案配付)

○座長 それでは、大臣が所用のために中座なさいます。どうもありがとうございました。

(大田大臣退室)

○座長 それでは、議事に入りたいと思います。

提言案について、まず事務局から簡単に説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○館審議官 事務局の館でございます。いつもお世話になっております。

それでは、提言案につきまして御説明させていただきます。

これまでも委員の方々には、それぞれお願いした場所につきましてごらんいただき、御指導いただいたわけですが、必ずしも全体像を皆様に見ていただいているわけではございませんので、少し丁寧に御説明させていただきたいと思います。

まず、1枚目でございますが、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」ということで、前回の会合で出しました骨子でも5つの提言とさせていただきました。それに沿って中身を書かせていただいております。副題は、「より開かれた国への進化」でございます。

最初に、前書きでございますけれども、「対日直接投資促進により日本経済を活性化する」ということで4項目ほど書いております。

対日直接投資は、日本経済活性化のために極めて重要である。特に、新しい技術、経営ノウハウをもたらして、我が国の既存のものにも影響を与えて国を活性化するということは、大臣が先ほどご挨拶させていただいたとおりでございます。

そうした認識に基づいて対日投資を見ますと、今のところ、倍增計画を立てておりますが、その倍增計画が、進捗はしておりますけれども、絶対水準として見れば欧米諸国と比べては依然低水準であり、しかも他国との差が拡大しているということでございます。

一方、グローバル化した世界経済の中で各国が外資誘致競争を繰り広げておりまして、その中で、特に海外投資家の御関心は、成長著しいBRICs、投資環境の改善に努力する欧米諸国に対

して向けられており、日本に対してはまだ低調と言わざるを得ないということでございます。

こうした中で、対日直接投資を抜本的に拡大して我が国を活性化していくために、グローバルな競争に打ち勝てる投資環境を積極的に整備していくことが必要だということでございます。こうした認識のもとに、対日直接投資を飛躍的に拡大させ我が国の経済成長につなげていくために、現在実施中の対日直接投資加速プログラムの点検結果等も踏まえつつ、緊急に実施すべき処方せんを5点提言しております。

2ページ目でございます。まず第1が、「M&Aの円滑化に向けての制度整備」とさせていただいております。これは、第2回の分科会で御議論いただいたものでございます。対日直接投資の重要な手段であるM&Aの円滑化に資するため、以下の項目を含め幅広く検討を進め、我が国のM&A制度の更なる整備を急ぐべきであるとしております。

①は、我が国における企業のM&A活動全般でございます。M&Aは、企業の投資行為の基本的手段の一つであって、諸外国の企業と同時に、我が国企業も海外においてM&Aを多く利用しているということでございます。一方、我が国では、M&Aにかかわる経済制度改革等が進んだ90年代末以降、国内M&A件数が急速に増加しております。また、外国企業によるM&Aも増加傾向でございます。このようなM&Aの大部分は友好的M&Aでございますが、最近では、投資ファンドの増加やいわゆる敵対的な買収案件も発生しております。

こうした多様な展開を見せているM&Aの活性化は、我が国経済の活性化に資するもので大変望ましいということでございますが、こうした共通認識に基づき、M&A制度の整理・明確化によりM&Aプロセスの予見可能性を向上させる必要があるということでございます。

②が、具体的な課題として持ち上がっております買収ルールの再検討・再整備でございます。M&A活動の活発化に伴いまして、企業側でも買収防衛策の導入が進んでおります。また、これにかかわる係争案件について司法判断に立った事例も出てきております。しかしながら、買収防衛策の導入等に係るルールの理解が定着していないことや司法判断に関する理解の混乱が見られること等から、M&Aの円滑な発展が妨げられ、これが諸外国からの投資の阻害要因になるおそれが出てきているという認識をしております。

具体的には、まず第1としては、本来株主が買収提案の是非を適切に判断するプロセスを確保するためのものである買収防衛策が、投資阻害的に機能する。②は、金銭等の支払いを伴う買収防衛策の登場により、本来、配当などの形で株主に還元されたはずの資金が流出し、株主利益を毀損するということでございます。③が、防衛買収策の発動を株主総会において承認することを目的とした株主持ち合いが進むなどのおそれが示唆されている。

これらの問題を解決するためには、基本的には、司法判断の蓄積によるルールの提示が望まれますが、これを短期的に期待することが困難である。このため適切な買収活動を抑制しない買収防衛策のあり方について、金融庁、法務省、経済産業省、証券取引所等の関係者の協力のもと、幅広い関係者の意見を反映しつつ、夏までに結論を得るべきであろうとしております。

その検討の際に留意すべき点を幾つか列記しております。

買収防衛策の導入、その発動に際しての株主や投資家の利益保護、買収者と現経営陣の直接対

話の促進、防衛策の発動に関する取締役会の判断に際し意見を述べる特別委員会を設置する場合の構成、敵対的買収の機能についての公正な評価を列記させていただいております。

③が、国境を越えるM&Aの円滑化のための検討促進、これは、スミス委員から御提言いただいた内容に関係しております。会社法の制定以来、三角合併の実績が1件にとどまっているが、その原因分析を踏まえ、実質的に利用される制度整備の必要性を検討すべきとしております。今後の国境を越えるM&A円滑化のためにも、M&A手法に関する制度、税制の実現、この制度は法制も含んでいるという理解でございますが、多様なケースに対する組織再編制度、税制の適用の有無の明確化と選択肢の拡充等について具体的ニーズを踏まえて検討を行うべきであるとしております。

また、制度の詳細について海外での周知を図るということで、それに対する現地語での説明についても付記しております。

④が、外国企業のM&Aに対するアレルギーの払拭でございます。これは、林委員の方から何度か御指摘いただいた点でございます。外国企業による国内企業に対するM&Aを進めるためには、このアレルギーの払拭が重要である。このためには、政府また経済界、自治体のリーダーが、投資歓迎のメッセージを発信していくことが必要である。また好例を、これまで国内の対象企業の事業再生、業績改善、雇用等に好影響を持ったものについて、事例を収集し紹介する事業が重要だということでございます。

2番目が、「外資規制のあり方への包括的検討」でございます。

国の安全や公の秩序等を維持しつつ予見可能性のある制度整備を進めるべきだろう、その際、内外無差別の原則外である外資規制を必要とする範囲と根拠を明確にし、我が国のオープンな姿勢を対外的に示すべきあるということです。

4ページ目でございます。最初の段落で総論でございます。国の安全や公の秩序等を維持しつつ、予見可能性のある制度整備を進めるべきとしております。このためには、①国際的な取り決めや制度との調和、先進諸国の規制動向、②海外の投資家から見た規制の運用に関する予見可能性の確保、③国の安全や公の秩序等を維持する他の仕組み、例えば行為規制や株主の大口保有規制等の可能性、④対日投資促進との関係等を考慮しつつ、規制のあり方について検討を進め、内外無差別の原則外である外資規制を必要とする範囲と根拠を明確にすべきとございます。特に、独占的なインフラにかかわる公益性確保の必要について、内外無差別の規制で対応することができない場合には明確な説明が求められる、このような観点から、我が国の外資規制のあり方について、平成20年度内に検討を行い、我が国のオープンな姿勢を対外的に示すべきであるとしております。

3番目、「セクター別の重点戦略の策定」。これにつきましては、第1回の分科会で重点的に御議論いただきました。

対日直接投資の阻害要因が指摘され、それへの対応が日本経済の活性化、国民生活の向上のために重要なセクターとして、今回は、医療機器及び医薬品の分野を特に取り上げさせていただいております。その上で、特に医療機器分野について焦点を当てたアクションプログラムを策定す

べきとしております。

①が、世界最先端の医療を我が国にということ、現在、革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略において、医薬品につきましては、承認までの期間を短縮するドラッグ・ラグの解消について目標が設定されております。ただ、医療機器については、こうした目標もなく取組みが遅れているということをごさいます、これに対して、やはり同様のデバイス・ラグの解消を目標に定め、医薬品のように具体的目標期間を設定して早急な取組みを促しております。この取組みの進捗については、革新的創薬等の官民対話の会議の場において確認し、一層の改善を図るべきとしております。

この詳細は、別紙中の9ページにごさいます。9ページの中で、特に具体的な審査基準の見直し、審査プロセスの透明化は大変重要なことをごさいます、それと同時に、分科会で大変御議論をごさいます皆様の御意見の一致があった点をごさいます、医療機器審査体制の強化ということで、総合機構における医療機器の審査員35名をおおむね5年で3倍増とするとしております。また、その財源については、手数料体系の再構築を基本とし、そのあり方について国際的状況も踏まえて検討することとしております。併せて、増員となったからには、その内容のサービスも、承認審査した業務の改善、デバイス・ラグの解消の進捗状況について、行政とメーカーの官民による点検の場を設けるとしております。ここが一番の重点となっております。

それから、5ページの方に戻らせていただきます。2番目の矢印でございませけれども、日本国内における医薬品や医療機器の改正が促進されるよう環境を整備し、医療機器メーカー、製薬メーカー等の日本離れがこれ以上起きないようにするとともに、国内医療水準の向上、患者の救済に資することとすべきであるということで、研究開発について、10ページの別紙2枚目でごさいます、医薬品・医療機器の研究開発の活性化ということで、スーパー特区及び国際共同治験の推進を書いております。

また5ページに戻らせていただきまして、今回は医療機器を重点セクターとして取り上げさせていただきますけれども、今後またセクターの選定ということで、重点セクターを選定してアクションプランを順次策定していくべきであるとして、例示としては、地域経済にとって重要性の高い観光・旅行業のような分野が考えられると書いております。

4番目、「ビジネスコスト削減と制度の透明性の向上」でございませ。

グローバル競争の中で、海外の企業、投資家が、対日直接投資に魅力を感じ、また日本国内の企業もそうございませ、実際に投資を実現するためには、ビジネスコストを下げるるとともに制度の透明性を高めるべきとしております。

①が、外資を呼び込むための表面税率で見た法人税の引き下げでございませ。近年、諸外国において法人税率の引き下げが進展してございませ、我が国の表面税率で見た法人税は、OECD加盟国の中で最高レベルとなっております。外資のみならず、日本企業も投資先を国内に選択する上で慎重になっているとの指摘もございませ。このため、日本に立地するすべての企業にとって魅力ある投資環境実現のため、法人税率の引き下げについて、課税ベースの見直し及び抜本的税制改革の中で検討を行うべきであるとしております。

このあたりは、森信委員に大変御指導いただきました。ありがとうございました。

②ノーアクションレター制度及び税の文書回答手続の抜本的強化でございます。ノーアクションレター制度の一層の活用について対日直接投資加速プログラムで取り上げておりますが、実際に利用されているもの、回答案件は11件にとどまるなど活用実績は不十分であり、照会しないように働きかけがあったとの指摘もございました。このため、同手続の透明性の向上や制度的見直しも含め制度の利便性向上に向けた検討を平成20年度中に行うことが必要であり、その検討結果を踏まえ、必要に応じ、回答を行わない場合の理由や数の公表、回答を行わない場合や著しく遅延した場合に、照会者が監視機能を持つ機関に申し立てできる第三者仲裁手続の導入等の措置を講ずるべきであるとしております。

このあたりは、スミス委員からも御指摘いただいた点でございます。

国税に関する事前照会に関する文書回答については、取引の予見可能性を高めるもので企業等から機能強化へのニーズが高い、国税庁は、内部での専門家の育成や外部からの任期付採用の拡充等により、迅速に文書回答する体制を整備し機能の強化を図るべきであるとしております。

国税の分野については、各委員から多く御意見をいただいたわけでございますけれども、これも森信委員の御指導をいただきまして、相当踏み込んで、特に機能の強化を図るべきとさせていただいております。

それから、③行政負荷の評価でございます。これは、各省庁に義務づけられました規制の事前評価のプロセスを抜本的に強化すべきとしております。それから、行政手続に関する時間等の行政負荷の企業活動への影響が大きいという視点から、OECDの調査への参加を書いております。これは、山本委員がOECDまで御出張調査をいただきました結果を踏まえて書かせていただいております。

それから、④独占禁止法の審判手続の見直しでございます。これは、現行の独禁法の審判手続は、行政処分をした公正取引委員会が、処分された企業の不服申し立てを自ら再び行うということで、諸外国において見られない制度となっております。それに対して廃止すべきとの御指摘もございました。このため、中立・公正性を担保する観点から、審判手続に係る規定について全面的な見直しを行うべきであるとしております。また、独占禁止法に基づく審査の適正手続のあり方についても、国際的水準との調和、国内の他の制度との整合性、我が国と諸外国との司法制度のあり方の相違等に留意しつつ、事業者が適切な防御権を行使できるようにする観点から検討するべきであるということでございます。これもスミス委員から御指摘いただいた点でございます。

最後、⑤が、官業をめぐる民間活力活用の推進でございます。

5番目が、「外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等」でございます。

外資誘致による地域活性化を実現すべく、外国人、外国資本が活動し得る地域をつくるとともに、外資歓迎姿勢のアピールを強化すべきであるということでございます。

この部分につきましては、特に林委員、柴田委員から御指導いただきました。ありがとうございました。

①が、広域経済圏での戦略的な外資誘致、ローカル・ツー・ローカルでございます。我が国地

域の魅力を効果的・効率的に外国に伝えるために、県、市町村の単独の誘致活動には限界がある。このために、今、柴田委員が主導されておられますようなグレーター・ナゴヤ・イニシアティブのような広域連携をもっと進めていくべきであるということをごさいますして、そのために地元経済界の人材やノウハウを活用しつつ、ジェトロなど関係機関の支援のもとで進めるべきだとしております。

②が、民間出身者を中心とする外資誘致活動でございます。金融、営業、マーケティング等に関する民間の知見を活用すべく、①に述べました広域連携による誘致活動を含め、民間出身者を誘致活動に積極的に活用すべきとしております。また、誘致活動を通じて把握した各国企業のニーズを関係省庁にフィードバックし、誘致活動につなげるスキームを強化すべきとしています。

③が、外国人の住みやすい生活環境づくりということで、優秀な海外のビジネスマンの方が住みやすいように、特に外国人向けの医療、教育等の生活環境の充実に向けた市町村のよい取組みを収集、紹介するというごさいます。

④が、外資のM&Aによる中小企業の事業承継の円滑化でございます。これは、特に地域における中小企業の承継ということで、ジェトロ、自治体の関係機関が行っている活動を強化すべきだということをごさいます。

⑤対日投資歓迎姿勢の発信強化、これは前回の委員会の最後のところで皆様から大変御指摘いただいた点を書き込みました。表彰制度などを活用し、対日投資を歓迎する姿勢を内外に示す方法について、内閣府、総務省、経済産業省、ジェトロ等が協力して検討し、平成20年度中に結論を得て早期に実施するとしております。

最後でございますが、終わりに、対日投資の推進体制として、引き続き政府一丸として対日直接投資促進の観点から、本会議の提言を踏まえて対日直接投資加速プログラムを改訂すべきである。改訂改定されたプログラムの進捗状況も定期的に点検し、必要に応じて見直すべきとしております。また、そのための体制を新たに確立すべきであるとしております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

皆様に、これは初めて全体でお目に触れるので少し時間を取って説明していただきました。今日は11時10分まで会議の時間をいただいておりますので、今から40分ほどでございますけれども、是非この原案についていろいろ忌憚のない御意見を伺わせていただいて、改善していきたいと思っております。

それで、本当に皆様のお力とお知恵をおかりして、大田大臣の御指示のもとで、事務局も鋭意頑張ってやってきたのですが、これから皆様の意見を是非伺いたいのですけれども、特にM&Aのところについては、岡委員、松古委員、森信委員、相澤委員、スミス委員、あるいはビジネスコストについては山本委員、森信委員、スミス委員、地域活性化については林委員、柴田委員に格別に御指導いただきましたので、また御発言いただければと思います。また、フェルドマン委員、浦田委員、自由にひとつ忌憚のない御意見を伺えればと思います。どこからでも結構でございますので、是非ひとつ御意見をいただければと思います。どうぞ、どなたか。

岡委員、何かありますか。

○岡委員 多様な意見を、このようにまとめられたことにまずは敬服いたします。

さて、ご説明頂いた中で、M&Aと地域活性化の部分で質問があります。

まずM&Aのところですが、3ページの「敵対的買収の機能についての公正な評価」とあるのは、具体的にどういうことをイメージされているのかについて教えていただきたいという点でございます。

M&Aのテーマは、まとめるのが非常に難しかったのではないかと思います。ここに「敵対的買収」とあるように、M&Aでは「友好的」と「敵対的」の2つに分けての議論が多いのですが、現実に現場で起こっているのは、その中間なんですね。持ち込まれたM&Aに対して「反対です」とまでは言わないにしても、本音は「嫌だ」と思っているようなM&Aが意外と多いものです。これを私たちは「嫌々ながら友好的買収」と言っておりますが、最初に拳を振り上げてしまうと下ろせなくなってしまいます。でも、ディールが終わった後は友好的に一緒に事業を運営していかなければならない。このように、振り上げた拳をきちんと下ろせるというような観点を踏まえてのM&Aのしくみづくりが重要かと思っております。M&Aは以上です。

もう1つは、5番目の「地域活性化と外資歓迎アピールの強化」のところですが、②に民間出身者を中心とする外資誘致活動とありますが、これは、具体的に民間の人をどの組織に入れて活動を行うことを想定しているのでしょうか。誰が、どういう立場で、を明確にすることが重要だと思います。①には、県や市町村では活動に限界があるため広域的な活動をすべきだとありますので、広域的な活動を行う主体に民間の人を入れるという理解で宜しいのでしょうか。あるいは、どの組織に入れるかについてはまだ先の話で、まずは民間の人を入れることが有効だということを行っているだけなのでしょうか。また、日本国内で受け入れのための活動を行うことも重要ですが、誘致対象国、例えば欧米あるいはアジアなどの海外のフロントラインで誘致活動を行うこともきわめて重要です。そこについては、この報告書ではあまり触れられておりませんが、その機能の強化も必要かと考えております。

○座長 大変重要なポイントだと思います。

スミスさん、何かありますか。

○スミス委員 提言の原案にいろいろ入れていただいてありがとうございます。一つだけ強調したいことがあります。3ページの③、「1件にとどまっている」と書いてありますけれども、1つ強調したいのは、三角合併は敵対買収には非常に使いにくいと思います。使えないくらい使いにくいので防衛策の話とよく混同されます。でも、三角合併だけでなく、ほかの手法を増やすなら、それにより敵対買収が増えることはないと思います。確かに日本では会社買収に対するアレルギーはある程度ありますけれども、それは、やはり友好的な買収ではなくて敵対的買収だと思います。M&A手法を増やすことによって、必ず敵対的買収が増えるということはないということを強調したいと思います。

○座長 ありがとうございます。

フェルドマンさん何かありますか。

○フェルドマン委員 そんな細かいところではないかもしれませんが、特に地方の活性化をどうやってもっと進めるかという点ですが、ここに書かれているのはそのとおりでと思いますが、普通の規制改革が、外資を呼ぶのに物すごく大事なポイントだと思うんですね。特にこれから農産物は、世界も今、大変なことになっていますから、国内の人が投資したいという気持ちを起こすような政策を取って、それで外資も来ると。国内の人だって行きたくないという雰囲気だったら外資だって来るわけがない。外資とか対日直接投資を促す一番いい方法は、やはり国内の普通の活性化、規制改革とかそういうことではないかという感じがします。

○座長 これはとても重要なポイントですね。

では、柴田さんどうぞ。

○柴田委員 1つだけですが、8ページの対日直接投資の推進体制の一番最後のところですが、こういう提言で、これはもう是非、島田座長に考えていただきたいのは、一番後ろに「そのための体制を新たに確立」と、これは一体どういう意味なのか。こういうところは、何らかのプロポーザスなり推進体制をやるのであれば、もう少し具体的にこれをかみ砕いたような表現が取れないものだろうか。大体役所の文章というのは、ほとんど、善処するとか、格好のいいことばかり書いてあって、読んでも余りわからないものが多い。

○座長 さっき大田大臣が冒頭のごあいさつでちょっとこれに触れられたんですよね。これは提言を受ける。そして、これから経済財政諮問会議の骨太に盛り込むところが力仕事だと、そのとおりのですけれども、その後もしっかりフォローしていきたいので皆様のお力をおっしゃって、1つは、この有識者会議というのはいつまでやるのか、今回限りなのかというのは、はっきりマニフェストを聞いていないわけですね。ですから、こういうことを書く以上は、本当に何かをつくらなければいけませんという御意向だというのはよくわかりますので、重く受け止めていきたいと思います。

それではちょっと、これまでのところで、確かに承ってしっかりやりますというところと、こういう意図で書いていますというところを御説明ください。

○館審議官 それでは、最初に岡委員から御意見をいただきましたところでございますけれども、3ページ目でございますが、「敵対的買収の機能についての公正な評価」という項目の意味ということかと思えます。これは、岡委員が御自身で敷衍していただきましたことを当然含んでおりますけれども、ここでは、やはり敵対的買収、この言葉がいいかどうかとフェルドマン委員からもコメントをいただきましたが、敵対的買収というものもそれなりに現経営陣に対するガバナンスの強化について刺激になって、これは、いつでも買収が行える環境があるということが市場にとっていいことだということをおっしゃることを皆さんが共有したいということでございます。これは、松古委員から分科会の際に御説明いただいた日本企業の受容力にもつながってくることだと思えますが、全般的に企業というものは、市場で買収というものが当然行われる可能性があるものだということをおっしゃることを常に心がけて経営をする、そういうことが企業の活性化にとっていいことだという認識を持っていただきたいという点でございます。

○岡委員 そうすると、敵対的に限定するものではないと。

○館審議官　そうですね、そういう意味では「敵対的」と書かない方がいいかもしれませんね。御意見があれば。

○座長　フェルドマンさん。

○フェルドマン委員　私もそう思いまして。だれが敵なのかということを考えると、当然、うまく経営していなくて自分の席を守りたい人にはもちろん敵になるんですけども、労働者には敵ではないんですね。だから、言い方はちょっと難しいけれども、例えば「少数株主の権利を守る」という表現をどこかに入れたらどうかと思います。それはなぜかと言いますと、少数株主というのはだれなのかというと、結局、年金生活者ですね。何のためにこういうTOBとかが必要なのかというと、やはり年金生活者を守るためですね。そういう観点から何か表現を入れたらどうかと思いました。

○座長　交通整理をさせていただきたいんですけども、確かに「敵対的買収」という言葉が入ってしまうために文章が理解しにくくなるんですね。だから、まず買収に関するコーポレートガバナンスの強化、それから買収についてのメリットというか機能とそれへの公正な評価、これなら意味が取りやすいですよ。

そして、今の少数株主、個々の企業では少数株主であって影響力を行使できないけれども、少数株主というのは、実際、大衆投資家なんですよ。だから、株式市場全体の投資家の中では少数株主の方が圧倒的に数が多い。それ自体が、経済の発展、国民生活の向上にかかわることなので、少数株主という概念がいつも矮小化されて理解されますけれども、それは大きいですよ。そういうことも、余りたくさん議論できないけれども、ちらっとにおわせることは必要だと思います。

山本委員どうぞ。

○山本委員　欧米の民営化とかM&Aの文献を読みますと、例えば民営化の場合だと、民営化の効果として必ず倒産の脅威による経営の自律化、効率化ということがいわれますね。すなわち、もう丸抱えではないよ、倒産の危機を君たちは抱えることになるんだよというのです。そのモデル分析をやると、民営化企業の効率性が上がったり、生産性が上がったりという結果が出てくるわけです。

それから、買収の方でも、やはり買収の脅威というものが、経営効率化、ある意味では経営者の自律心を非常に高めるのではないかとされておりまして、経済理論から言っても、これは主張されていいことなんだろうと思います。ただ、買収の脅威ではなくて敵対的買収と言った場合は、ちょっとこの「敵対的」という言葉を定義しないと確かに誤解を生みやすいなと思っています。一般的には、投資家の判断ないしは株主の判断と経営者の判断が分かれて、経営者が一方的にきた買収提案を、これは同意できないといったときに、日本では敵対的という言葉を使っているのではないのでしょうか。だから、そこらあたりの定義の問題を含めて、少し厳密にやった方がいいので、今回は、例えば「敵対的」という言葉は外して「買収の脅威」でも十分なのではないかと経済学的には思います。

○座長 全くそうですね。ありがとうございました。

どうぞ。

○相澤委員 ここはM&Aに関する結論的な提言の部分だと思うので大変大事だと思うのですが、2つのことが一緒に書かれているのではないかと思うんですね。岡委員が申されたのもその点だと思うんですけども、要は、前段で買収防衛策というものが現実に過剰に導入されてきていて、過剰な防衛というものが国外からの対日投資に対して抑制的に働いているという現実、現象面が指摘されていると思います。

それを踏まえて、そういったものが起きていることの原因の一つとして、そういう買収ルール、これは特に敵対的買収ですが、敵対的買収についてのルールが不明確であるというのが、この書き方の分析なんですね。それを解決するための提言として、ここに、3ページの4つの項目が書かれていると思います。

そう考えるとやはり大事なのは1番のところであって、買収防衛策の導入は、その発動に際しての株主や投資家の利益保護、本当はそういった少数株主の保護も含めてもう少し明確にそれを、「ルールを定着」と書いてあるんですけども、むしろルールを確立していくべきだというのが提言として望ましいのではないかということと、それから、最後の敵対的買収の機能についての公正な評価というのは、ルールづくりとはちょっと別の次元の話であって、むしろそれは啓蒙的な活動あるいは敵対的買収について理解を得るといような違った次元のものではないか。これはむしろ、そういった買収防衛策のルールづくり、その確立ということに絞った方が明確になるのではないかと思いますので、そこを指摘させていただきたいと思います。

○座長 ルールの定着というよりはルール作りだと。

○相澤委員 そうですね。ルールがあるわけですけども、それにもかかわらずこういう現象が起きて、やはり過剰な買収防衛的な現象がどの会社でも今起きているということですね。それについて、経営者は皆さん、恐らく敵対的買収一般論については、ガバナンスの強化ができるとかそういったことはどなたも頭では理解されているはずですね。ですけども、そうではなくて、そのルールをもう少し厳しくすることによって、具体的に少数株主をどうやって守っていくのかということについて、諸外国とのギャップが現在あると思いますので、その辺をもう少し詰めていくべきではないかと思います。

○座長 これはかなり基本的な視点なので、しっかりここへ書き込んだ方がいいですね。私もそれは全く同感です。

また修文等については、相澤先生、後で御指導いただけるとありがたいです。非常に基本的な問題ですよ。特に、少数株主は国際的に比べていろいろ問題があるので。

どうぞ金融庁。

○金融庁 敵対的買収のマーケットメカニズムなり資本市場の機能向上については、今日欠席ですけども、経済産業省の企業価値研究会でもそうですし、あるいは会社法が議論された法制審議会、あるいは金融庁の金融審議会でも、友好的買収者と敵対的買収者が現れたときに、既存の株主あるいは経営者がどう対応すべきであるかという場合、経営者は株主の受託者ですので、そ

の敵対的買収者と友好的買収者をむしろ等価値に扱って、より株主、企業全体にとって望ましい方を選択するという意味で、要するに経営者にとって友好的な買収者にフェーバーを与えるような形での、例えば新株予約権の発行であるとか、あるいは一定のフラストレーションと言われていたような措置を講じるといったことはしないようにする受託者責任があるのではないかと議論がございまして。

そうした観点から、友好的な買収が企業の価値を向上するとか、あるいはマーケットにプラスになるということに対しては余り障害はないのですが、敵対的買収になったときには、実はいろいろなところでフラストレーションの措置が講じられたりすることがあります。その際、それはそうであってもマーケット全体のプラスになることがあるということ的前提に、受託者責任を考えるべきではないかという議論があったということをお紹介しておきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。重要なコメントだと思います。

それでは、ちょっとこれは終わりにします。ここはいいですね。

それで、実はさっきざっと言っていた中で、岡さんから、フロントのところで、民間人だけではなくて外国の人を入れたらどうかというポイントの提言がありました。それから、スミス委員については、M&Aの手法を増やすということは、総合的に見てアレルギーを増やすような話ではないので意味があると。これはそのまま、ごもっともというか、そのとおりで思われますよね。これは受け止めて。

○館審議官 特に友好的なM&Aについてでした。

○座長 そうです。だから、具体的にいろいろな手法を増やすということを提言すべきだという御議論ですから、それはそのとおりで。

フェルドマン委員の話はもっと一般的な話で、農業なども含めて国内の規制緩和が重要だという話でありました。

一言だけ、岡委員の、欧米、アジアその他の方々をフロントラインに入れるというのは、多分、林委員もこれは是非御意見がおりだと思っておりますので、そのあたりをちょっとお願いします。どうぞ。

○松古委員 M&Aについて少しだけ追加でいいですか。

○座長 どうぞ。

○松古委員 カバーされた点もあるかと思いますが、第1点目は、提言案の「共通認識」との言葉について、私の意見も入れて頂いたというお話があったのですが、確かに共通認識を醸成することがまず大切であるという前提（そもそも共通認識になっていないので）ということ、コメントを今までもさせていただいたと思いますが、やはりまだそういうふうには読めないのです。前にお出ししたコメントも踏まえてもう一遍考えていただければと思います。

○座長 もう少し言うだけでいいですか。もう修文に入りますので。

○松古委員 何度か事務局の方とはお話をさせていただいたのですが、要は、共通認識を「醸成する」（必要がある）というところを強調していただければということでございます。

○座長 それはどこのあたりですか。冒頭のところですか。

○松古委員 例えば、この文章の中の①の下から2つ目で、「こうした共通認識に基づき」とい

うことで、もう既に、M&Aの活性化が我が国経済の活性化に大きく資するもので、対日投資においても望ましくて、その内容としては敵対的買収も含めて促進することが前提となっているような書きぶりに見えてしまうので、それは違うのではないか。

○座長　どんなふうに違いますか。

○松古委員　まず、敵対的な買収とか、いろいろな形態について書いてあり、いろいろ修文で変わってきたと思うんですが、それ（敵対的買収）が入っていることによって、M&Aというものが増えることがすべからくプラスなのであるというように読めてしまい、そうすると理解を得るのが難しいのではないかと思っているということです。

○座長　どのように変えましょうか。つまり、すべてのM&Aが必ずしも有益ではないかもしれないというニュアンスも入れろということでしょうか。

○松古委員　そういうニュアンスの入れ方なんですが、たしか前にお話をしたときには、「日本企業の発展とか経済に貢献するような買収の促進は望ましいという共通認識を醸成し」という言葉を提案させていただいたことがあるかと思うのですが。

○座長　その理解はありましたか。

○館審議官　松古委員からコメントをいろいろたくさんいただいておまして、それはある程度入れさせていただいたつもりでございますけれども、今、たくさん御議論がございましたが、友好的、敵対的と白黒分けることが本当に望ましいのかどうかということもあると思いますし、また、ある程度、経営者が、最初から賛成ではないかもしれないけれども、そういう買収があるということが、企業の活性化のためにいいというような御議論もありました。

○松古委員　それは勿論そのとおりなのですが、（対日M&Aの拡大を目的とした提言において）そういうふうには読めないのではないかとこのところでは。

○座長　この文章の中で、真ん中辺の「このようなM&Aはいわゆる友好的M&Aであるが、最近では投資ファンドの増加、いわゆる敵対的買収案件も発生してきている」、この文章がちょっとこなれていないとか、あるいは不要かもしれませんね。M&Aが増えている、それで、多様な展開を見せているM&Aの活発化は、さまざまな意味で経済の活性化に貢献する。「対日投資においても望ましい」というこの文章も変だけれども、要するに、余り友好だ、敵対だどこかで言ってしまうしないで、増えている、多様化している、それは、いろいろな意味で日本経済の発展に資するものであるという共通認識でと云えば取れますよね。そんな感じでいいですか。

○松古委員　そういうようなことだと思います。

○座長　だったら、もうちょっと慎重に、もうちょっときめ細かくこの辺を書き直させます。

○松古委員　余り細かいことを言うつもりはないんですけども、いろいろな人が読んだときに、すっと入ってくるものでないといけないということです。

○座長　いやいや、全然細かくないです。基本だと思います。では、それでいいですか。そんな感じでちょっと書き直します。

○松古委員　はい。

では、あと重要な点で2点だけ、今の①の最後のところで、「M&Aプロセスの予見性を向上

させる必要がある」というところで、またこれも予見性がないということが前提になっているような書きぶりになっているかと思うんですが、予見性の可能性がないので、今、対日投資、M&Aが少ないという事実があるのか。

○座長 そういうふうにとられると。

○松古委員 ええ。あるいは、そういう予見性がないからM&Aができませんと言われているのか。これはマスコミの論調なんかで一般的にあると思うんですけども、これが本当にそうか。勿論ぎちぎち詰める必要もないかと思いますが、そういうことも理解した上で記載する必要があるかと思います。

○座長 そうすると、M&Aのプロセスの予見可能性を向上させることは、勿論一般論としては必要だと思うんですけども、この文章のここでこういう書き方をすることが、全体の流れを受け止めるときに適切かということですよ。

○松古委員 そうです。

○座長 だから、こんな段階で書く必要はないのではないか。むしろ後段で出てきますから、そこで受け止めていいのではないかということですね。そうでないと、共通認識というのは非常に重要なので、我々は、いいM&Aは全体として積極的に認めましょうという共通認識を持ちたいわけですね。だから、基本的に過不足なくそういうふうに読者が受け止めて、変な疑問を持たないような書き方だと、こういうことですか。

○松古委員 はい。

○座長 では、これはここからは除いて、後の方で予見可能性の話が多分出てくるんですよ。

○館審議官 ここがM&Aの全般的なところでございまして、その次が買収のルールになっていますね。これは総論としてM&Aプロセス全般について書いているところで、特に、大分分科会で、いろいろなこれまでの判決の例とかを取り上げられて、その際に、本当にぎりぎり詰めればわかっているのではないかということはあるんですけども、一般的には予見可能性が不十分ではないかという御議論があったので書いております。

○座長 そのお気持ちはわかるんですけども、松古さんがおっしゃっているのは、冒頭のパラグラフで余り余計な、予断を持たせるような文章の書き方は望ましくないということですよ。

○館審議官 わかりました。

○松古委員 この対日投資の問題というのが何年もやっていて解決できないのは、やはり受け手（投資される側）の思いなんですね。だから、受け手の思いを最初から否定する感じだと、今までと同じになってしまうのではないかという認識です。

○座長 最初のパラグラフは、非常に慎重に考えた一般論で書くべきで、言葉じりをとらえられるような書き方は、最初のパラグラフは避けた方がいい。

○松古委員 それは残念だと思うということです。

○座長 2番目、3番目になってくれば、具体的なことがいろいろ書き込めると思うんですね。

その次のポイントは何かですか。

○松古委員 あと、②は「買収ルール」と書いてあるんですが、内容は買収防衛策になってしま

っているかと思えます。これはいろいろな御事情があつてこうなつたとよく理解しているのですが、これも、そもそも受け取る方の前提としては、買収防衛策があるから、少なくとも証券投資については何らかの影響があるのかもしれないと思うんですが、（この提言で促進するべきと考える）M&Aの阻害要因になっているかということ、やはりすごく距離があり過ぎるなと思うということを御指摘させていただきたいと思えます。（買収防衛策が阻害要因になるのは敵対的買収であり、敵対的買収を増やすことが対日M&Aを増やすこと、との前提で議論してこなかったのではないか。）

○座長 今、ここは買収防衛策であろうとおっしゃったんだけど、3番目の三角合併のところ、さっき相澤委員がおっしゃったものの、司法判断を蓄積していけばルールが定着するだろうということではなくて、株主投資家、少数株主も含めて、その利益を擁護するようなルールをもう少ししっかりした方がいいのではないかということも書けという御意見で、私もそのとおりでと思うんですが、そういうふうにすると、この②は全部、別に防衛策の議論だけではないんですね。

○松古委員 そういうふうに見えないように書くというのは一つあると思えますが。

○座長 もしかするとパラグラフをつくり変えたりという作業も必要なのかもしれない。さっき相澤先生がおっしゃったのは、もう少し高次の議論。

○相澤委員 松古委員がおっしゃるのもわからないではないんですけど、ただ、敵対的な買収、それから敵対的な買収の中でいい買収と悪い買収があつて、そのうちのいい買収は望ましいから促進しましょうというようなことを書くと、まさにそれはルールの問題だと思うんですね。いいか悪いかはルールで決めていきましょうという話をここでしているのであつて、その前提となるところにそれを入れてしまうと、議論が非常にぼけてしまうのではないかと思います。M&A全体について共通認識を持つという、この「共通認識」という言葉が、国民の共通認識なのか、この委員会の共通認識なのかという問題は確かに混乱があると思うんですが、余りそこでぼかしてしまうと、議論が、そうでなくても抽象的になっているのが更に抽象的になるのではないかということと、それから、2番目のルールのところというのは、やはり防衛策のルールについて提言されているのであつて、それを一般のM&A全般の促進の問題に広げてしまうと焦点が全くぼける危険があるので、ここは焦点をぼかさない方がいいのではないかと私は思います。

○座長 それは、第2パラグラフは、これはルールであつて、ルールづくりだ、それをもうちょっと整理しろと書いていいわけですね。第1パラグラフは。

○相澤委員 第1パラグラフについては、私は、別にこのこと自体それほど誤解を招くような書き方ではないと思えますが、松古委員のおっしゃるように、共通認識というのが当然あると、これは国民の共通認識という趣旨で書かれているということで、こういう書き方がちょっと問題があるとおっしゃっているのではないかと思います。

それから、今の予見可能性を向上させる必要があるということに関しては、予見可能性は、やはり不十分だというのは、これは皆さんの議論の中で出てきたことであつて、それは前提としていいのではないかと思います。

○座長 どうですか。共通認識は、国民全体ということはないんだと思うんですが、日本をよくしよう、活性化しよう。

○相澤委員 この中でのですね。

○座長 この中だけではないと思いますけれども、我々が代表しているような、ある意味では改革派の共通認識だと整理してもいいだろうと私は思うんですが。

○山本委員 分科会でやったとき、私は、日本におけるM&A市場の発展ということを共通認識にしようと発言し、それが受け入れられてきたと思っていました。これは、10年前なんか日本にM&Aの市場はほとんどないことを想起すれば、この10年の話なわけです。このM&A市場というのは証券市場の発展とパラレルな関係にありますから、そういう点で言うと、M&A市場の発展というのが外資導入においても非常に重要な役割を果たすので、そこは共通認識だなと思っていたわけです。M&A市場の発展と言えば、友好的だろうが、買収的だろうが全部入るわけです。

ある意味で言ったらば、余りにも日本人らしい議論になっていませんか。よい敵対的買収、悪い敵対的買収とか、よい友好的な買収、悪い友好的な買収と分けて、よいものだけをやりましょうといった具合の。だが、市場はそんな生やさしいものではないですよ。現実には事前に善悪を判断するなどなかなかできないわけです。良いものと悪いものを取捨選択するのは容易ではない。だが、M&A市場はそういうダイナミズムのなかで発展していくわけで、そのダイナミズムを奪ってしまって、最初から何かお利口さんのルールをつくりましょうなんていうのは、ちょっとこれは市場メカニズムのダイナミズムからいっておかしい話なのではないかと思いますね。

最初に戻るとだから、我々の共通認識というのは、M&A市場の発展、それに外資が資する、Inward M&Aという観点だったのではないかと思うのですが。

○座長 そういうような流れ、ダイナミズムの発展を踏まえながら必要なところはルールを整理していこうと、そんなスタンスで行きたいと思います。

フェルドマンさん、何か。

○フェルドマン委員 簡単なことですが、今話を聞いて思ったんですが、さっき「敵対的」という言葉を使わないようにしようということがあったと思いますが、「防衛」ということももう外してもいいのではないかと思いますね。だから、「買収策」とか「買収対策」とかするとよい悪いというのが消えてしまうんですね。「防衛」という言葉を聞くと、「ああ、かわいそうだね」と思うから。

○座長 ただ、そういうターミノロジーで使っていることもあるので、ちょっと注意しながら。

○フェルドマン委員 だから、それを外しましょうと。

○座長 時間が10分になってしまって、ごめんなさい。あと、いろいろな方に御発言いただいたんですが、これこそ発言してやらなければと思っている方もいらっしゃいますから。森信さんも、浦田先生もございますので。

このところはそういうことで引き取らせていただいて、外資規制のあり方の包括的検討のところは、こういうことでよろしいですか。どうぞ。

○森信委員 私は主に税のところを担当していたのですが、税につきましては、マイナーな修文

が1カ所、2カ所あるだけです。その前に、外資規制のあり方についてコメントがあります。

この間、伊藤隆敏さんがここで発言されたのは、我が国としては基本的に内外無差別の原則で行くべきだという話で、私もそのとおりだと思います。外為法で外資だけをねらい撃ちにして規制するというのは、我々のやっている議論と逆行する話なので、そこを明確なメッセージとして書けないかなと思っています。

例えば外資規制のあり方というところに、外資規制から行為規制への移行とか、例えば4ページ一番最後のところですが、「このような観点から、我が国の外資規制のあり方について検討を行い」とかというところも、今後は「見直しを行う」とはっきりかく。外為法の外資規制というのは、外資ねらい撃ちの間違ったメッセージを与える可能性があるので、基本的には「行為規制」に変えていくメッセージが必要ではないかと私も思いますし、ここでそういう議論がされたのではないかと考えます。

それと併せてもう一つコメントしたいのですが、1つは、1ページ目に対内直投のところ、一番最初のところですが、意義が書いてあるのですけれども、経営ノウハウとかいろいろ書いてありますが、「雇用の促進」という言葉を入れてほしいと思います。それを入れないと、体内直接投資の意義が企業経営の話だけになっているような感じがします。

それから、もう一つ、法人税のところはよく書けていると思うんですが、ちょっとわかりにくい。表面税率何とかという5ページの4の①の黒いところの字は、「外資を呼び込むための法人税率（表面税率）の引き下げ」ということでもいいのではないかと思います。「表面税率で見た法人実行税率」と言うと、英語に直すと何のことかわからなくなると思いますので。

○座長 もう一回言っていただけますか。

○森信委員 「外資を呼び込むための法人税率（表面税率）の引き下げ」でいいと思うんです。

○座長 なるほど、わかりました。

○森信委員 外国では、この法人実行税率という言葉は、日本とは違った意味で使っているんですね。

○座長 そうですね。大体、法人課税というのは非常に複雑なものだから、それで実行税率を出すというのは日本独特の仕掛けですから。

○森信委員 下にその説明が書いてありますからね。

○座長 書いてあるけどね。

○館審議官 税調の用語では定番なものですから。

○座長 それはよく知っています、さんざん悩みましたので。

どうぞ。

○林委員 私は、基本的には内外無差別、そしてできるだけアレルギーを解消するという方針でいるのですけれども、ただ一つだけ、すべてこの安全保障的なものについて、行為規制云々というのが本当に可能かというのは、若干、ほかの外国の例を数多く見ているだけに非常に疑問に思うんですよ。したがって、これは、諸外国並みの予見可能性が本当にあるかどうかということ、それからもう一つは、どっちかということ、内外無差別原則というのは一般論としては正しいんだ

けれども、できるだけ幅広くやらないといけない。経済的には外からの投資を内外無差別で促進するんだけど、国としてはきちんと安全保障を確保していく、そういう体系は当然あるべきだと。すべてを行為規制にするのはかなり難しいのではないかという印象を受けています。

○座長 それはとても重要なポイントで、実は、諸外国を全部調べて整理しているんですけども、全くそのとおりで、やはり国益に関するところと安全保障に関するところは、実際には余りそういう形でなくてやっている国が多いんですね。だから、原則は原則で今おっしゃったようなことでということで、これはかなり微妙な問題なので、先生方の御意見をしっかり受け止めさせていただいて、間違いのないように持っていきたいと思います。

我々はより中長期に、より開放しているんだという原則を示しつつやるということが必要なもので、ここは非常に複雑な問題になっているのをいい形で整理させていただきたい。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○山本委員 1カ所、語句なんですけれども、6ページですが、私の担当のところの行政負荷の評価等というところ、そこの最初のところに「R I A」が書いてあるんですが、これはやはり「規制影響分析」と書き直した方がいいのではないかと思います。RIAは事後もあるんです。事前も事後も。

○座長 なるほど、そうですね、その方が一般的ですね。ありがとうございました。

○山本委員 それから、「省庁横断的な観点から審査を行う新たな仕組み」と書いてあるんですが、これは、現在は総務省の政策評価局がもうやっているんですね。やっているんだけど、実質的にはほとんど審査ができていない状況で、各省が実施しているR I Aでもほとんど定量分析が進んでいません。これからの話なんですけど、RIAの推進においては、この審査体制、レビューシステムがきわめて重要なわけですね。これは、政策を効率的にして、効果的な政策のみ選択するという制度ですから。

○座長 どこでしたっけ。

○山本委員 「審査を行う新たな仕組みを構築する」。

○座長 政策評価局ですね。

○山本委員 そこがやっているんですね。

○座長 一応ね。

○山本委員 一応やっている。だから、そこらあたりが問題です。向こうの承認を得ているのかどうか。

○館審議官 これは規制改革会議等の関係もございますので。

○山本委員 そうですね。だから私は、審査体制がきちんとできていないからR I Aも進まないのではないかと逆に思っているぐらいです。

○座長 規制改革会議の人たちも山本先生のような考えですよ。評価はね。だから、これは新たな仕組みだと言っているのだから、むしろそれを応援する格好になっていると思います。

○山本委員 そうですか。では、これは規制改革会議なども念頭に置いていると。

○座長 それも含めながらということですよ。

時間も迫ってきておりますものですから、ちょっと整理させてください。

M&Aについてはいろいろ本当に包括的に御議論いただき、ありがとうございました。それから、外資規制についても、原則は内外無差別、これはもう、実際外為法がありましても、今まで発動したのは1件だけで760件はパスさせているんですよ。そういうことを当局は言っていますけれども、更に一段と内外無差別の原則は守りつつ、いろいろな工夫もしつつということで、言外に、外為法だけでいいのかということも我々は考えているんです。もっといい、いわゆる安全保障にかかわるところでもっと明快なルールづくりができないかと。ただ、これは大問題なものですから、我々の委員会は、原則無差別ということを中心に前面に出すという感じでございます。

それから、セクター別重点戦略については、今回は特に医療機器、これは後で皆さん、今日はちょっと時間がないので一言だけですけれども、本当にいろいろ御議論いただいて、ここは実質的な進歩が期待されます。いろいろ大変な折衝をやっています、ここはもうとにかくとんでもなく遅れているものですから、しっかりとやりますので、ここはちょっとお任せいただきたいと思えます。

それから、ビジネスコストのところは、確かに山本先生が長年おっしゃっていることで、しっかりと書き込むと。

それから、ノーアクションレターについても、実際の運用は非常に不透明なところが多いんですね。ですから、ここも不透明にさせない仕組みをつくろうということまで踏み込もうとしておりますので、これは実はこれからが大変な力仕事になる。本当にこんなことをやるのかというものであるが、スタンスとしてはやりたいと。つまり、ノーアクションレターというのはどの省も持っているんですけれども、実際には使うなという根回しが行われるんですね。ふざけるんじゃないよ、やるんだという、透明な制度をつくってしまいたいと、この提言はそこまで踏み込んでいます。闘いになると思えますけれども、御支援をお願いします。

そういうことで、独禁法の問題もそうございまして、今、審判手続と、独禁法当局が審判を受けたものに対して、また今度、当局の方が新たに別な役割でまた審判してやるということになっているので、これは本来はおかしいんですよ。ですから、本当は別の機関がやらなければいけない。独禁法を強化するのは基本的にいいんですけども、では、その適用のプロセスをもっと客観的に透明化する仕掛けをつくるという議論を提議しています。これも大問題なんですよ。これも力仕事になりますけれども、我々の委員会としては言い切るところまで言い切ってしまいたいと思っているので、皆様の御理解をいただいております。

それから、地域のところは、多分、柴田さんにもう一度発言いただきたいと思いますが、いろいろやっておりますけれども、柴田さんは冒頭に、提言はいいけれども、この後どうするんだ、それをしっかりと書き込めとおっしゃっているんで、ちょっとまとめて柴田さん、御発言を。

○柴田委員 地域の件については、グレーター・ナゴヤの件をわざわざ出していただいて、あれは、たしか小泉さんが総理のときに首相官邸で話をさせていただいて、総理や閣僚の皆さんから、今後はこういう地域主体のケースとしてやっていこうということであったので、取り上げていた

だいたのは非常にありがたいと思っています。

私は、全体的に、この文章そのものも、きちんとこれだけのことを書き切ったわけですから、しかもそれほど大部なものでなくてね。だから、その点では非常に結構だと思います。ですから、最後の1点だけは、申し上げたように、今までのこの対日直接投資の問題に関する審議会にしても、あるいはこういう有識者の会にしても、最終的にまとめた文書について、具体的なアクションを、そのときに、例えばそのシステムをどうやってつくるんだというところまで踏み込んだ御提案を、これは島田先生に御一任でやっていただきたいという意味で、最後の結論のところをもう少し詳しく、これは文章としてはもう訂正する必要ないと思うんですが、やはり具体的に、今後このプロセスをどういうシステムで監視していくのかという提言を島田先生にさせていただきたいという意味で申し上げた。文章としては非常によくできていると思っています。

○林委員 簡単に一言。

○座長 どうぞ。

○林委員 岡先生の冒頭のお話にも関係するんですけども、フロントライン、外での勧誘活動というのは相当一生懸命やっているものですから、かなり案件はある。ただ、中へ持ってくるときに、いま一つ日本に魅力がない。これは、グレーター・ナコヤ・イニシアティブなどで、こんなに広域でいろいろな企業があるというところが一つの魅力で、これは一つのアピールするポイントです。また、ここに書いてあるようないろいろの住みやすい環境づくりと言っているんですが、アレルギーの解消も外資を受け入れるための大きな基盤になるので、その辺は我々もアピールしたいのです。強化すべきという点は全く同感なので、また多面的にやっていかないといけないと思うんですが、この文章そのものは、柴田さんの言われるようにいいと思います。今後強化を一段としないといけないと思っております。

○座長 その最後の点なんですけれども、浦田先生には次に御発言と思っておりました。

○浦田委員 それにも関連するので簡単に。もう時間も過ぎているみたいですので簡単に2点だけ。

1点は今の話の続きなのですが、前回は発言させていただいたんですけども、例えば投資庁を設立するとかというような具体的な意気込みを感じさせるような、そういうメッセージを含められたらいいなというのが今の問題との関連の意見です。

それから、もう一つ、内容ではないんですけども、この文章の順番はこれでいいのかという、これは疑問を投げかけるだけなんですけども、3の「セクター別の重点戦略の策定」、これは非常に重要だということで多分この位置にあると思うのですが、もう一つの考え方は、もう少し横断的な問題についてまず触れて、具体的に言うと3と4を逆にするとかですね。4というのは、ビジネスコストというかなり横断的な問題ですので、それを前に持っていく、そしてセクター別の重点戦略というのはその後を持っていくということも考えられるかもしれない。ただ、これが非常に重要だというようなメッセージのようにも伺いますので、そうであればこのままの位置でも結構かと思えます。

○座長 文章展開の美学から言うと浦田先生のおっしゃったような感じになりますよね。一般論

があってセクター別の記述があった方がいいというのがあります。もう一つ、多分、本当に実質的にやるのはここだけとは言いませんけれども、ここは悲願なんですね。そういうことがあっていろいろございまして、これはもう総理大臣にも直言おうと思っているところなんです。日本の医療は、このところはとんでもなく遅れてしまったんですね。そういうようなことがあるもので。またちょっと調整します。ありがとうございました。

最後のポイントで、実は、有識者会議というのは今年の1月にスタートしたわけですね。その前段は、今日御列席の皆さんは随分、これまで何年もお力をいただいたんですが、対日投資会議というのがあって十数年続いてきた。官邸で首相の出なければならぬ会議が多過ぎるということで、整理しようといっって半分にした、その中に含まれてしまったんですね。私は、それを聞いた途端にもう仰天しまして、どういう神経だと思って記者会見でも言いました。ニュースにはなりませんでしたが。なったらちょっともめたと思いますけれども、そういう実情は本当に信じられない。それを大田大臣が総理と相談して拾ってくださいまして、有識者会議だとして、大田大臣は経済財政担当大臣ですから、骨太の方針に書き込む責任を持っておられるので、成長戦略その他ひっくるめて全部そこに書き込みましょうということで、サーキュレートが非常に短くなったんですね。したがって、ある意味では、有識者会議のミッションは、かつての総理が出席しているものよりも強くなったような感じがします。

ただ、それは一発なのか、今後ともどうするのかということについては、まだ我々何も聞いていないんですね。そこに柴田委員の最初からの問題提起がかかわると思うんです。ジャパン・インベストメント・カウンシルというものは十何年続きましたけれども、これは、レポートをずっと海外に発表しながら、総合的に総理も出席してやるという仕掛けだったわけですね。だから、それはそれで進捗状況を常にサーベイしてプロGRESSしていくことができる仕掛けだったんですけども、今度のは、骨太に書き込むというのは強烈なんです、その後どうするんだということについては、ちょっと何も聞いていないんですね。

なので、我々委員会としては何か書きたいですよ。だから、柴田委員は、これで文章上はいよいよ万感を込めておっしゃっているのはよくわかるんですけども、御本心から言えば、当然こんなのでは足りないよということですよ。

○柴田委員 おっしゃるとおりです。だからそれは、そう言っても難しいので、島田先生も私が申し上げた意味をよくおわかりなので、A首相は一生懸命やると言ったから続く、B首相に変わってしまったら、たちまち今までやっていた話が消えてしまうというのでは困るので、その辺をきちんと言っていただきたい。島田さんは、前の専門部会の中でも座長でいらっしゃったし、僕も前のときも委員でしたし、何人かの人はそのときの委員なので、またすぐ勝手に消したりつぶしたりするな、やるならきちんとやれるシステムをつくりなさい、そういう声があったと島田さんに伝えてもらいたいということですから。

○座長 大変重い発言なので、よくわかりました。では、万感はずっかり受け止めますので。文章は多分このとおりですけども、これはハイレベルな議論をちょっとどこかでやりたいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、時間も7分も過ぎてしまったので、もしよろしければ、あといろいろなことは、今日の皆さんのお気持ちを踏まえて座長が拾わせていただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」との声)

○座長 本当にどうもありがとうございました。

(了)